

交付申請にあたっての留意事項について

令和5年度介護ロボット等導入支援事業費補助金については、事前協議の内容を確認した上で内示していますが、交付申請書提出時に改めて内容を確認します。

本補助事業の趣旨や、「令和5年度（2023年度）介護ロボット等導入支援事業費補助金交付要綱」に照らして適切でない場合、**交付決定しない場合がありますので**、必ず以下の事項を確認の上、交付申請書を提出してください。

介護ロボット導入事業

- 補助対象経費に設置・取付けにかかる経費は含まれません。
 - ※ 補助対象となるのは、基本的に機器本体及び動作に必要な最小限の周辺機器であり、送料やオプション品は補助対象外です。

見守り機器導入に伴う通信環境整備

- 本事業により Wi-Fi を導入する場合は、見守り機器を導入する（又はされている）ことが必須です。

ICT 導入事業

- **記録業務、情報共有業務（事業所内外の連携を含む。）、請求業務を一気通貫で行う（転記業務が生じない）ことができる介護ソフトを導入する（又はされている）ことが必須です。**
 - ※ 複数の介護ソフトを連携させることや既に導入済みの介護ソフトに新たな機能を追加すること等により一気通貫となる場合も対象となりますが、上記業務のいずれかが欠けている（転記を伴う）場合は、補助対象となりません。
 - ※ 本事業でバックオフィス業務のソフトを導入する場合は、記録業務、情報共有業務及び請求業務までが一気通貫である環境を実現できている場合に限りです。
- 本事業で導入するタブレット端末等ハードウェアは、必ず**介護ソフトをインストールしなければなりません。**
 - ※ 導入する介護ソフトを使用する目的以外で購入されたタブレット端末等ハードウェアは、補助対象外です。
- タブレット端末等ハードウェアのアクセサリ（ケースや保護フィルム）は補助対象外です。

共通事項

- 算定された補助金交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとなります。
- 通信費は補助対象外です。

- ※ 通信会社との間に発生する回線利用料等の通信費は補助対象外です。
- 補助対象となるのは、今年度中（令和6年3月末まで）に係る経費のみです。
 - ※ 複数年にわたるリース契約費用や月額費用についても、今年度中に係る経費しか補助できません。また、年度内に事業が完了しない場合も、補助対象となりません。
- 他の補助金等と本補助金を併用することはできません。
 - ※ 例えば、本補助金の自己負担金分に IT 導入補助金など他の補助金を充てることはできません。

【注意】

上記の内容を知らず、虚偽の申請を行った場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。